

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第15回）

AI発明の保護適格性判断

～ AI発明に対してAlice判断ステップはどのように適用されるか～

Ex parte Awni Hannun

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

米国ではAlice最高裁判決¹の判示事項に従い特許保護適格性が判断されるが、AI発明についてどのように審査すべきかのガイダンスが2019年10月に「Patent Subject Matter Eligibility Guidance（2019年更新版）」として米国特許商標庁により公表された。

2019年更新版では司法例外の一つである抽象的アイデアが3グループ「数学的概念」、「人間の活動を組織化するための特定の方法」または「精神的プロセス」のいずれかに該当するか否かを判断し、そしていずれかのグループに該当する場合、Prong 2として、クレーム限定が実用的アプリケーションに統合されているか否かを判断する。

本事件では、深層学習を用いた音声認識システムに関する発明の保護適格性が問題となった。審査において審査官はクレーム発明が数学的概念または人間の活動を組織化するための方法に該当し、実用的アプリケーションへの統合もないとして出願を拒絶したが、審判部は審査官の判断に誤りがあるとして、拒絶を取り消した。

2. 背景

(1) 特許の内容

出願人であるBaidu USAは、音声のテキストへの転写を改善するためのシステム及び方法について2015年6月に特許出願を行った²。

クレーム発明は、エンドツーエンドの深層学習を使用して開発された音声認識システムを対象としている。モデルアーキテクチャは、手間をかけて設計された処理パイプラインに依存する従

1 Alice Corp. v. CLS Bank Int'l, 573 U.S. 208, 216 (2014)

2 その後、特許US10540957が成立している。